

令和6年度寒河江市重粒子線がん治療費助成事業交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公的医療保険が適用されず高額の治療費がかかる山形大学医学部附属病院の重粒子線がん治療に係る市民の負担を軽減するため、重粒子線がん治療に要する経費に対し、予算の範囲内において助成することに関し、令和6年度山形県重粒子線がん治療患者支援事業実施要綱（令和6年4月1日付け健推第2号山形県健康福祉部長通知。以下「県実施要綱」という。）及び寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 重粒子線がん治療 山形大学医学部附属病院において、公的医療保険対象外の先進医療として認められた重粒子線がん治療をいう。
- (2) 先進医療特約保険等 がん先進医療に係る給付金を受け取る保険契約又は共済契約をいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する重粒子線がん治療を受けた患者とする。

- (1) 重粒子線がん治療の照射治療開始日の1年以上前より引き続き住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 本市の市税等に滞納がないこと（既に分割等で納付履行中の者及び分割納

付誓約書を提出した者を含む。）。

- (3) 前年（１月１日から５月３１日までの間に第６条に規定する申請をした者にあつては前々年）の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額からそれぞれ同条第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額が６００万円以下の住民基本台帳上同一世帯に属する者であること。

（助成対象経費）

第４条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、重粒子線がん治療に係る照射治療費とする。ただし、先進医療特約保険等の給付を受ける場合は、照射治療費から給付額を差し引いた額を助成対象経費とする。

（助成金の額）

第５条 助成金の額は、６２８，０００円又は助成対象経費のいずれか低い額とする。

- ２ 前項の規定により算出した助成金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（助成の申請）

第６条 助成を受けようとする者は、原則として、助成対象経費の支払日から起算して６か月以内に、規則第５条の規定にかかわらず、寒河江市重粒子線がん治療費助成金交付申請書（様式第１号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 治療の予定を記載した書類（予約票の写し等）
- (2) 助成対象経費の支払いを証する書類（診療料金領収書の写し、先進医療特約保険等の給付額が確認できる書類等）
- (3) 誓約書兼個人情報の取得に関する同意書（様式第２号）
- (4) 住民基本台帳上同一世帯に属する者の１月１日（１月１日から５月３１日

までの間に申請した者にあつては前年の 1 月 1 日) の住所地が市外の場合には、その住所地の市町村が発行する課税又は非課税を証明する書類

(5) 住民基本台帳上同一世帯に属する者の申請時における直近の本市納税証明書

(6) その他市長が必要と認める書類

2 助成対象年度の決定は、交付申請書を収受した日を基準として行う。

3 助成を受けようとする者が委任する者(以下「代理人」という。)は、助成を受けようとする者の申請を行うことができる。この場合において、当該代理人は、本人確認できる書類を提示するとともに、寒河江市重粒子線がん治療費助成事業交付申請に係る委任状(様式第 3 号)を添付(親権者又は未成年の子の代理申請を行う場合を除く。)しなければならない。

(審査及び結果の通知)

第 7 条 市長は、前条の規定により交付申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、交付を決定するときは、規則第 8 条の規定にかかわらず、令和 6 年度寒河江市重粒子線がん治療費助成金交付決定及び額の確定通知書(様式第 4 号)により交付決定及び額の確定について申請者に通知するものとする。

(書類の整備等)

第 8 条 前条第 1 項の規定による交付決定を受けた者は、助成対象経費の支払いに係る収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する証拠書類は、当該助成対象経費の支払日が属する年度の翌年度から 10 年間保存しなければならない。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

寒河江市長 様

申請者（代理人の場合は代理人）

住 所	(郵便番号)
氏 名	
電 話 番 号	
患者との関係	

寒河江市重粒子線がん治療費助成金交付申請書

山形大学医学部附属病院の重粒子線がん治療に要する経費に対し、助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 重粒子線治療を受ける患者

住所		ふりがな	
		名前	
		生年月日	

2 助成対象治療

照射治療開始日	年 月 日
照射治療費支払日	年 月 日

3 交付申請額

照射治療費 (A)	円
先進医療特約保険等 給付額 (B)	円 (保険会社名 :)
助成対象経費 (A-B)	
助成上限額	円
交付申請額 (助成対象経費と助成上限額の うち、金額の低い方)	円

4 振込先

金融機関名	
本・支店名	本店 ・ 支店
口座種別	1 普通預金 2 当座預金
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

※ 上記振込先の通帳の写し（表紙及び1ページ目の写し）を添付すること。

年 月 日

寒河江市長 様

【助成対象者】

住所

氏名

【対象者と同一世帯の者】

氏名

氏名

氏名

氏名

誓約書兼個人情報の取得に関する同意書

寒河江市重粒子線がん治療費助成金を申請するにあたって、下記の事項について誓約します。

また、寒河江市及び山形県が、申請事項や下記の事項を確認するため、申請書に記載された情報を、寒河江市、山形県及び山形大学医学部附属病院から取得することについて同意します。

記

1. 重粒子線がん治療の照射治療費開始日において、引き続き1年以上、市内に住所を有している。
2. 前年（1月1日から5月31日までの間の申請の場合は前々年）の世帯の課税総所得金額が600万円以下である。
3. 重粒子線がん治療の照射治療費を対象とした先進医療特約保険等の給付金を受け取っていない、又は受け取っている場合は、照射治療費に満たない給付額であり、その金額を寒河江市重粒子線がん治療費助成金交付申請書に記載している。

寒河江市重粒子線がん治療費助成事業交付申請に係る委任状

年 月 日

寒河江市長 様

【委任する人（重粒子線治療を受ける患者）】

住 所		ふりがな	
		名前	
		生年月日	

私は、下記の者を代理人と定め、寒河江市重粒子線がん治療費助成事業の交付申請に係る関係書類の提出及び当助成金の請求に関する一切のこと（当助成金の受領を除く。）を委任します。

記

【代理人】

住 所		ふりがな	
		名前	
		生年月日	
		委任する人との関係	

指 令 第 号
年 月 日

様

寒河江市長

令和6年度寒河江市重粒子線がん治療費助成金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで申請がありましたみだしの助成金につきましては、
寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号）第
6条第1項の規定により下記のとおり交付することを決定するとともに、同規則第15条
の規定により助成金の額を確定しましたので通知します。

記

助成金の交付額及び確定額 円